

寺 Pay クレジットカード決済サービス契約約款

1 章 総則

第1条（約款の適用）

1. 株式会社366（以下「甲」という）は、本約款の定めに基づき、寺 Pay クレジットカード決済サービス（以下「本サービス」という）を提供する。
2. 本約款は、甲とおてら寺 Pay クレジットカード決済サービス契約（以下「本契約」という）を締結した契約者（以下「乙」という）に対して、本サービスに関わる甲と乙の間の一切の法律関係について適用されるものとする。
3. 乙は、本サービスを利用することにより、本約款に同意したものとみなされるため、本サービスの利用に先立ち本約款の内容を十分に確認すること。

第2条（定義）

本約款及び本契約において、以下の各用語の定義は次の通りとする。

用語	意味
カード	クレジットカード
カード会社	カード発行及びカードを利用した代金債権譲渡又は代金立替払いによる代金決済を事業として行う会社
会員	カード会社との間でカードを利用した代金決済を目的としたカード会員契約を締結し、これに基づいてカードを保有する者
商品	物品、サービス及び寄付の総称
加盟店契約	乙とカード会社の間でカードによる商品の代金決済を目的として締結される契約
加盟店	カード会社との間で加盟店契約を締結している個人又は法人その他の団体
信用販売	加盟店を商品の売主又は提供者、会員を商品の買主又は受領者とし、その商品の代金決済を、カードを利用した債権譲渡又は立替払いにより行うことを予定してなされる売買契約及び会員の加盟店に対する寄付の決済をカードを利用した債権譲渡又は立替払いにより行うことを予定してなされる贈与および贈与契約等の契約
売上債権	加盟店が信用販売により会員に対し取得する金銭債権
チャージバック	カード会社による、売上債権譲渡代金又は立替払金の支払いの保留、又は支払われた代金の返還要求

利用内容調査	甲が第 36 条 2 項各号に定める内容に相当する利用内容の調査を行いカード会社に報告をすること
マニュアル取消	加盟店が行った商品の購入申込の取消処理がエラーによりできなかった場合、甲が再度取消処理を行うこと
ROBOT PAYMENT 決済システム	第 5 条第 2 項第 1 号から 6 号の業務及びこれらに付随する業務を処理するコンピューターオンラインシステム
包括代理権に関する契約	甲がカード会社との間で第 5 条第 3 項の承認を得るために締結した契約
加盟店手数料	乙がクレジットカード決済を導入した後、顧客がクレジットカード決済を利用するごとに発生する手数料
PCI DSS	カード業界における国際セキュリティ基準
フォレンジック調査	カード情報の漏洩事故等の場合に行われる原因特定、影響範囲の調査その他の事項に関する調査

第 3 条（本約款の変更手続き）

1. 甲は乙の承諾を得ることなく、任意に本約款の全部又は一部を変更できるものとする。当該変更後は、甲による別段の定めがない限り、乙は変更された最新の本約款に基づいて本サービスを利用するものとする。
2. 本約款を変更する場合には、甲は事前に乙に対して通知する。
3. 前項に基づく通知後、乙が本サービスを利用した場合、乙は本約款の変更に同意したものとみなす。

第 2 章 本サービスの提供

第 4 条（本サービスの申込）

1. 本サービス利用の申込は、甲所定の書類の提出により行うものとする。甲が乙から本サービスの申込を受けた場合、甲は、甲自身による審査の上、適当と認める申込について乙を代理して、以下の各号の文書をカード会社に提出することにより、乙に関する審査依頼を行うものとする。乙は、各審査にあたり以下の書面の作成が必要な場合、これらの文書の作成、提出に協力するものとする。
 - (1) カード会社の指定する様式による加盟店審査依頼書
 - (2) 前号の外、甲又はカード会社による加盟店審査のために甲又はカード会社が要求する資料
2. 甲は、カード会社から通知された審査結果を乙に通知するものとし、乙は、以下の各号の内容を承認するものとし、審査結果に異議を述べないものとする。
 - (1) カード会社が、前項の申込に基づいて乙を加盟店として適当と認める場合、その旨

を甲に通知すること。

- (2) 甲又はカード会社が、乙を加盟店として不相当と認める場合、前項による申込を拒絶するものとし、その旨を甲に対して通知すること。この場合、甲及びカード会社は、乙に対し、乙を不相当と認めた理由を開示しないこと。

第5条（本サービスの内容）

1. 乙は、甲に対し、加盟店契約を締結するについての包括代理権を付与し、甲は、乙を代理して、カード会社との間で加盟店契約を締結する。甲は、加盟店契約が締結されかつ維持されていることを条件に、乙に対し、本サービスを提供する。なお、甲は、乙がカード会社と加盟店契約を締結できること及び加盟店契約が維持されることを保証するものではない。
2. 本サービスにおいて乙は甲に対し、以下の業務の処理を委託し、委託業務の処理についての包括的代理権を付与し、甲は、乙が本約款を遵守することを条件としてこれを受託し、乙の代理人として委託業務を処理する。
 - (1) 会員からの信用販売により商品を購入したい旨の申込をインターネット等を通じて受け付ける業務及びこれに対する諾否をインターネットを通じて通知する業務
 - (2) 情報保全措置に関する業務
 - (3) カード会社に対して信用販売の売上承認請求及び売上請求をなす業務
 - (4) 信用販売の代金債権のカード会社への譲渡又は立替払金の請求に関する業務
 - (5) カード会社から債権譲渡代金又は立替払金を受領することに関する業務
 - (6) カード会社への債権譲渡の解除に関する業務及びこれらに伴う債権譲渡代金又は立替払金の返還に関する業務
 - (7) カード会社から乙に対してなされる通知、文書の送付等を受領する業務
 - (8) カード会社からの信用販売、商品等に関する問い合わせ、苦情、請求、購入申込の取消等の受付業務
 - (9) その他、甲・乙協議により別途合意した業務
3. 甲は、カード会社との間で契約を締結することにより、乙の代理人として委託業務を処理すること及び寺 Pay クレジットカード決済システムを用いることについて、予めカード会社の承認を得るものとする。
4. 本条第1項及び第2項の包括代理権に基づくことなく、加盟店がカード会社と直接加盟店契約を締結した場合であり、加盟店が寺 Pay クレジットカード決済システムを利用することを希望しかつ甲がこれを承認するとき、甲は、第2項1号の業務及びこれに付随する業務についてのみ代理権を有するものとし、甲は当該業務の代理に関する責任のみ負うものとする。この場合において、本約款中寺 Pay クレジットカード決済システムの利用に関する規定を適用するものとする。

第6条（本サービスの開始日）

本サービス開始日は甲が乙に対してシステム設定情報を通知した日とする。

第7条（受け入れるクレジットカード・信用販売の種類）

1. 甲が本契約に基づく信用販売のために受け入れるカードは、以下の各号に記載したもののうち、甲が別に指定するものとする。
 - (1) カード会社が発行するカード
 - (2) カード会社が加盟若しくは提携する組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するカード
 - (3) カード会社と提携している日本国内及び日本国外の会社が発行するカード
2. 信用販売の種類は、1回払い販売を原則とし、分割払い販売、分割リボ払い販売その他の1回払い販売以外の信用販売によるときは、別途甲の書面による承認を得た場合のみ取り扱うものとする。

第8条（会員からの購入申込の受付）

1. 会員が、インターネットを通じて、乙のサイトを経由して寺 Pay クレジットカード決済システムに対して送信した、氏名、カード番号、カードの有効期限その他信用販売の代金決済に必要な情報の全てが寺 Pay クレジットカード決済システムに到達した時に、甲が乙を代理して会員からの購入申込を受け付けたものとする。
2. 甲は、クレジットカードの暗証番号については、データベース上に保管しないものとする。

第9条（売上承認請求）

1. 甲は、乙が会員からの購入申込を受け付けた後、直ちに、乙を代理してカード会社に対し、寺 Pay クレジットカード決済システムを用いて、当該会員に対する当該信用販売についての事前承認を求めるものとする。
2. 乙は、前項によりカード会社の事前承認が得られた場合にのみ、当該申込を承諾して当該信用販売を行うものとする。
3. カード会社の承認が得られたものであっても、乙において、当該カードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、若しくは知りうる状況にあった場合には、乙は信用販売を行ってはならない。なお、この場合、乙は甲に対し直ちに当該正当でない利用の時期、内容その他甲の求める事項について報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については第29条に規定する売上債権の譲渡を行ってはならないものとする。
4. 乙は商品を会員に複数回に渡り引渡し又は提供する場合において、乙の理由により引渡し又は提供することが困難となった場合、直ちにその旨を甲及び会員に連絡するものと

する。

5. 乙が本条に違反して信用販売をなした場合には、乙は当該信用販売の代金全額の回収について一切の責任を負い、甲及びカード会社に対し、いかなる請求もしないものとし、乙の違反により甲又はカード会社が被った損害を補填する。

第10条（本人確認）

1. 甲は、第8条の購入申込受付により得られた情報及び前条第1項による承認請求に対するカード会社の回答に基づき、乙を代理して、当該購入申込者が自己名義のカードを利用して購入しようとしているか否か等本人確認に必要な調査をすることができる。乙は、甲による当該調査に協力しなければならない。
2. 乙が会員以外の者を会員と誤認して本契約に基づき行った信用販売に関する一切の紛争については、甲及び乙は、相互に協力してその解決を図るものとする。ただし、これに要した費用は全て乙の負担とする。

第3章 契約

第11条（契約の申込、成立等）

1. 契約の申込は、第4条に基づく審査に合格した乙が、本サービス内容を確認し、甲所定の書類（以下「契約申込書類」という）への記入・捺印・提出により行うものとし、甲が契約申込書類を受領し乙に対し承諾の通知をすることにより、本契約が成立するものとする。
2. 甲が乙に対して提供する本サービスの内容その他本契約の条件については、本約款に定めるものとする。甲が本約款以外に別途乙に向けて本サービスに関する利用条件等を提示した場合には、当該利用条件等は本約款の一部を構成し、乙は、本約款のほか、当該利用条件等に従って本サービスを利用するものとする。
3. 乙が、既に申込済みの本契約内容（本条において、別途当社が定める本サービスのコースやオプションを指す）の変更を希望する場合にも、その都度、乙は契約申込書類を提出するものとする。この場合においても、第1項と同様に、甲が契約申込書類を受領し乙に対し承諾の通知をすることにより、本契約内容を変更する効力が生じるものとする。
4. 乙が何らかの理由により本契約の当事者たる地位を第三者に変更したい場合には、当該第三者から寺 Pay クレジットカード決済システムを通して変更内容を申請し、甲が承認することにより本契約の当事者たる地位の変更を受け付けることとする。

第12条（承諾の拒絶）

1. 甲は、次に掲げる事由に該当する場合には、本契約申込に対する承諾を拒絶することができる。

- (1) 乙が当該申込に係る本契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき。
 - (2) 契約申込書類に虚偽の内容を記載したとき。
 - (3) 他の乙の支払債務を現に怠り、若しくは怠るおそれがあると甲が判断したとき。
 - (4) その他、甲が本契約申込を承諾することが不適切と判断したとき。
2. 前項の規定により承諾を拒絶したときは、甲は乙に対しその旨を書面又は電子メールにて通知する。

第13条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、本契約1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、乙は速やかに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、会員に対して本契約に基づくクレジットカード取引を中止した旨を告知しなければならない。

第14条（権利の譲渡制限）

乙は本契約における当事者たる地位、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利、及び本契約に基づき甲に対して有する債権を、甲が承認した場合を除き、第三者に譲渡することはできない。

第15条（届出事項の変更）

1. 乙は、甲及びカード会社に対して届けている商号、代表者、所在地、連絡先、指定預金口座等その他本契約締結の際に甲に届け出た事項に変更が生じた場合、甲及びカード会社の所定の方法により遅滞なく甲及びカード会社に届け出るものとする。
2. 乙は、前項の届出がないために甲からの通知又はその他送付書類、第30条に規定する支払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとみなされても異議ないものとする。

第4章 支払等

第16条（乙の支払い義務）

1. 乙は、毎月、甲に対して甲指定の期日までに、本サービスの利用対価として、甲がサービスごとに別途定める利用料金等を支払うものとする。なお、甲は第3条第1項の定めに基づき、必要に応じて本サービス利用料金を変更することがある。
2. 乙と会員との間の取引の取消・解除・解約、売上債権の買戻し、甲又はカード会社によ

る第 30 条第 2 項に規定する対応、その他事由の如何を問わず、一度発生した本サービス利用料金支払債務は消滅せず、また、甲が既に乙から受領した本サービスの利用料金は乙に返還しないものとする。

第 17 条（料金等の請求・支払方法）

1. 甲は乙に対し、毎月、契約申込書類に従って計算した額の本サービス利用料金の 1 ヶ月分を請求する。
2. 甲は、乙に対し、料金その他の本契約に基づく債務について契約書に基づく支払いサイクルで集計した額から翌月の本サービス利用料金その他の本契約に基づく債務を控除した後の残額を、契約申込書その他これに類する書面に記載の支払サイクルに基づいて支払うものとし、収納代金が翌月分の本サービス利用料金その他の本契約に基づく債務を下回る場合には、乙に対し、その不足分を請求するものとする。料金その他の本契約に基づく債務が翌月分の本サービス利用料金その他の本契約に基づく債務を下回る場合には、乙に対し、その不足分を請求するものとする。支払日が金融機関休業日の場合は、契約申込書その他これに類する書面の定めに従う。振込手数料は乙の負担とする。
3. 乙は、甲が必要と判断した際は、甲が指定する金額の事前保証金を甲が指定する方法により預けるものとする。

第 18 条（遅延損害金）

乙は、本サービス利用料金その他本契約上の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年率 14.6%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 19 条（消費税）

乙が甲に対し本契約に関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及びこれらの法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税・地方消費税が賦課されるものとされているときは、乙は、甲に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税・地方消費税相当額を併せて支払うものとする。なお、消費税法その他関連法令の改正により税率が変更された場合、当該改正法令の定めに従い計算するものとする。

第 5 章 権利義務等

第 20 条（乙のサイト）

1. 乙は、加盟店契約を締結した場合、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピューターを用いて、会員に対する信用販売の対象とする商品を宣伝広告するためのインターネット上のサイト（以下「乙のサイト」という）を構築し、会員との間の信用販売を

行うために必要な情報の送受信を行えるようにするものとする。

2. 乙は、前項により乙のサイトを構築するにあたり、乙のサイトを甲の管理下にあるコンピュータに構築された寺 Pay クレジットカード決済システムにインターネットを通じて接続できるようにすることにより、会員が乙のサイトを通じて寺 Pay クレジットカード決済システムに対して氏名、カード番号、カードの有効期限その他信用販売の代金決済に必要な情報を送信できるようにするものとする。この場合、乙は、甲の指定するインターフェース条件、プロトコルその他の通信条件に従うものとする。
3. 乙は甲に対し、乙のサイトを甲のサイトに接続するために必要な協力をするものとする。

第 21 条（商号等の使用）

1. 乙は、甲の商号・ロゴ及びその他の登録商標・ロゴの使用については、甲の審査を通過した媒体のみで使用するものとする。
2. 乙は、本契約による本サービスを利用している旨を会員に通知・表示を行うこととする。
3. 乙は、本契約及び本サービスに関連する印刷物、電磁的書類、画面イメージを利用する場合は、甲の事前の承認を得る必要があるものとする。

第 22 条（申込の誘引について）

1. 乙は、乙のサイトに、以下の各号の事項を表示して、商品の宣伝広告を行うものとする。ただし、乙のサイトへ接続した会員が購入申込作業を終了する前に当該会員に対して表示されることを要する。
 - (1) 加盟店の住所、屋号・商号
 - (2) 加盟店の電話番号、電子メールアドレス等の照会窓口の連絡先、受付時間
 - (3) 商品の販売価格、送料、その他必要な料金
 - (4) 商品の引き渡し時期及び方法（商品発送先に制限がある場合はその詳細）
 - (5) 代金の支払時期及び方法
 - (6) 商品の返品、申込の取消に関する事項
 - (7) 関係法令により表示が義務づけられる事項
 - (8) その他甲又はカード会社が必要と認める事項
2. 乙は、乙のサイトに以下の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
 - (1) 虚偽の内容又は誇大な説明
 - (2) 他人の名誉、信用、営業秘密又はプライバシーを害するおそれのある表示
 - (3) 他人の特許権、著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を害するおそれのある表示
 - (4) 猥褻物陳列罪その他の刑罰を受けるおそれのある表示
 - (5) 日本国の法令又は公序良俗に反する内容の表示
 - (6) その他甲が細則として定めて乙に通知した事項

3. 乙は本契約に基づく信用販売に関して会員に対して提示する広告その他の文書並びに販売方法について、特定商取引に関する法律その他の関係法令を遵守しなければならない。
4. 第1項(1)(2)(7)(8)の事項は、広告表現を除き、変更があった都度甲に届けるものとする。
5. 甲は乙が行っている信用販売が甲に届け出られたところに従って実施されているかどうか、並びに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、乙は甲の調査に協力する。
6. 甲は乙が行う信用販売について、取扱商品及び広告表現の内容又は方法が、本契約に基づく信用販売の対象としてふさわしくないと判断したときは、乙に対して変更・改善若しくは販売中止を求めることができ、乙はその要求に従い、速やかに措置を取る。

第23条（乙の取扱商品等）

1. 乙は、本契約に基づき信用販売を行うに際し、取り扱う商品の種類、内容、取扱期間、会員1人に対する1回当りの信用販売限度額、その他取引上の重要事項、会員に対する広告表現、並びに利用する広告媒体の名称若しくは番組名、コンピューター通信のネットワーク名称等につき、事前に甲に文書で届け出るものとする。サイトに表示する商品について変動があった場合も同様とする。
2. 商品券、印紙、切手その他の有価証券及び甲が別途指定した商品並びに本サービス等については、甲及びカード会社の個別の許可を得ずに信用販売を行ってはならない。
3. 乙は、以下の各号のいずれかに該当するものを、会員に対する信用販売の対象としてはならない。
 - (1) 乙のサイトに表示した商品に関する情報と相違するもの
 - (2) 発火、爆発等のおそれのある危険物、薬物、銃器刀剣類その他譲渡、所持又は利用が法的に禁止されているもの
 - (3) 他人の名誉、信用、営業秘密又はプライバシーを害するおそれのあるもの
 - (4) 他人の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を害するおそれのあるもの
 - (5) 手形、小切手、株券等の有価証券
 - (6) 日本国の法令又は公序良俗に反するもの
 - (7) 加盟店契約に違反するもの又は、甲又はカード会社が不相当と判断したもの
 - (8) その他甲が細則として定めて乙に通知したもの

第24条（取引制限）

本契約の定める方式及び手続により乙が行う信用販売における取引制限（加盟店の販売形態や販売方法の制限をいう。以下同じ。）を契約申込書類記載の通りに定める。

第 25 条（カード決済に関する不利益扱いの禁止）

乙は、信用販売を行うにあたり、会員に対して加盟店手数料を請求する等、現金引き換えその他の決済手段によって支払いを行う会員よりも会員を不利に取り扱ってはならない。

第 26 条（商品の発送）

1. 乙は商品の発送を伴う場合、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と保管しなければならない。
2. 前項の商品発送簿並びに運送受託の証明文書は 5 年間保管しなければならない。

第 27 条（商品の不具合等）

1. 乙は甲に対し、寺 Pay クレジットカード決済システムを用いてなされた乙と会員との信用販売及びその対象商品に関して受け付けた商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換、これらに起因する代金減額、代金返還又は損害賠償等の問い合わせ、苦情、請求等の内容を速やかに通知するものとする。
2. 乙は、自己の責任と費用により、前項の問い合わせ、苦情等に対応し、甲及びカード会社に対し、一切の負担をかけないものとし、甲又はカード会社の指示に従い、必要な協力をするものとする。
3. 甲又はカード会社が、寺 Pay クレジットカード決済システムを用いてなされた乙と会員との信用販売及びその対象商品に関して、商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換これらに起因する代金減額、代金返還又は損害賠償等の対応を自ら行った場合、乙は、直ちに、当該対応をした甲又はカード会社に対し、その対応をするために直接又は間接に要した費用ないし損害の全てを補償するものとする。

第 28 条（購入申込の取消）

1. 甲及び乙は、各自のサイトに、商品の性質上、返品又は交換を受け付けるのが適当でない場合を除き、会員が乙との間の信用販売に基づいて乙から商品の引渡を受けた後 2 週間以内の期間においては、会員は乙に対し当該商品の返品又は交換を請求することができる旨及びその請求方法を表示するものとする。
2. 乙から引渡を受けた商品を返品する旨の請求が会員からなされた場合、甲及び乙は、当該商品についての購入申込が撤回され、これにより乙と会員との間で当該信用販売が当初に遡って効力を失ったものとして扱う（以下「購入申込の取消」という）。
3. 購入申込の取消がカード会社で受付不可となった場合、甲は乙に速やかに調整方法を連絡するものとする。その連絡に対して乙から調整方法を指定する返答がない場合、購入申込の取消を撤回したものとみなす。なお、乙から甲に取消の依頼があった場合、甲は、

マニュアル取消を行うものとする。

第 29 条（売上債権の譲渡又は立替払い）

1. 甲は、乙が本契約に基づいて会員に対して行った信用販売により取得した売上債権につき、乙を代理して、加盟店契約に従い、カード会社に対し債権譲渡又は立替払い請求するものとする。乙はこの債権を甲の承諾なしに第三者に譲渡してはならない。
2. 前項のカード会社に対する債権譲渡又は立替払い請求にあたり、乙は、甲が予め指定した締め日に従って、売上債権にかかる売上票（売上データによるものを含む。以下同じ）及びその集計票（集計データによるものを含む。以下同じ）を甲に送付し、甲は、乙を代理して、カード会社に対し、カード会社が予め指定した受領期限までに当該売上票及びその集計票を毎月送付するものとする。
3. 前項の締め日を過ぎて譲渡又は立替払い請求された売上債権が回収できなかった場合は、その危険は乙が負担するものとする。
4. 乙が、商品発送日から 2 ヶ月を経過して、甲に対し当該売上債権にかかる売上票及びその集計票を送付した場合、甲は、無条件で、乙を代理してカード会社に対し当該売上債権の譲渡又は立替払い請求をすることを拒絶することができる。
5. 乙と会員との間の本契約に基づく信用販売が、合意解約、前条に定める購入申込の取消等により解消された場合、甲は、その解消原因の如何を問わず、乙を代理してカード会社に対し、第 2 項の定めるところに準じて、情報を伝達するものとする。この場合、乙から甲に支払われた加盟店手数料は返還しない。乙はこの場合、会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。
6. 甲は、第 8 条〔会員からの購入申込の受付〕の購入申込の内容及び申込を受け付けたことに関する情報を、申込日から 7 年間電子データの形式により保管するものとし、保管期間中に乙から請求があった場合には、甲の指定する料金を乙から徴収した後に、甲は乙に対し、保管中のデータを請求された形式により速やかに提供するものとする。

第 30 条（売上債権の支払い）

1. 甲は、乙に対し、乙がカード会社に譲渡した売上債権の譲渡代金又は乙がカード会社に請求した売上債権の立替払金を毎月末締めで集計した額から加盟店手数料及び所定の本サービス利用料金を控除した後の残額を、翌月末日に支払う。支払日が金融機関休業日の場合、翌営業日とする。振込手数料は乙の負担とする。残額が 1,000 円に満たない場合、甲は乙に対する支払いを次月に繰り越すこととする。別途支払日等について契約内容の変更又は覚書がある場合、その定めに従う。
2. 甲は、乙の会員との信用販売の売上データについて、その内容若しくは正当性に疑義があると甲が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる売上債権の譲渡代金又は売上債権の立替払金の支払いを保留することができる。

3. 会員が乙との紛議を理由として甲に対する当該代金債権を含むカード利用代金債権の支払いを拒否し若しくは遅延した場合、甲は紛議が解決するまで当該売上債権の譲渡代金又は売上債権の立替払金の支払いを保留することができる。
4. 甲は、その他甲が乙に対して何らかの疑義（チャージバックの発生可能性や本約款違反を含むが、これに限られない）があると甲が認めた場合、事前に乙に通知することにより無条件で当該売上債権の譲渡代金又は売上債権の立替払金の全額若しくは一部の支払いを保留することができる。
5. 本条第1項に定める締め日以降に乙から甲に対し、購入申込の取消の申し出が行われた場合、甲は当該信用販売代金を加盟店手数料を差引くことなく乙に対して請求できるものとする。
6. 甲は、カード会社から売上債権の譲渡代金又は立替払金を受領しない限り、乙に対し、当該売上債権の譲渡代金又は立替払金を支払う義務を負わず、その支払いを行わないものとする。
7. 乙が、甲に対して支払いを怠っている債務（本契約に基づく債務に限られない）がある場合、甲は、いつでも、売上債権の譲渡代金又は売上債権の立替払金（本条に基づき乙への支払いが保留されているものに限られない）の支払債務と対当額をもって相殺することができるものとする。
8. 本条その他本約款に定める甲による保留金には利息を付さない。

第31条（譲渡代金・立替払金の返還）

1. 甲は、本契約に基づき乙が譲渡代金又は立替払金を受領した売上債権について、次の事情が判明したときは、無条件で乙に対する当該譲渡代金又は立替払金の支払義務を免れ、あるいは乙に対して当該譲渡代金又は立替払金の返還の請求を行うことができる。
 - (1) 本契約の規定に反する手続きにより作成された売上票による債権と認められた場合
 - (2) 売上票の内容に誤りがあることが判明した場合
 - (3) 売上票が正当なものでない場合
 - (4) 甲が売上票の内容・正当性その他の事項について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、乙が調査に協力しなかった場合
 - (5) 会員より自己の利用によるものではない旨の申出があった場合
 - (6) 乙の責に帰すべき理由により対象会員がカード会社にカード利用代金を支払わない場合
 - (7) 乙と会員との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合
 - (8) カード会社が指定する売上票送付期限の日において、その発生からカード会社が別途指定した日数以上が既に経過した売上債権であった場合
 - (9) 乙に第45条の事由が発生した場合

- (10) カード会社からの通知又は甲の調査又は乙の調査やその他の原因により、会員でない第三者の不正なカード番号生成やカード番号盗用等における不正利用が判明した場合
2. 前項により甲から乙に対して債権買戻し又は立替払金の返還の請求が行われた場合において、当該売上債権の譲渡代金又は立替払金が支払い済みのときは、乙は直ちにこれを甲に返還するものとする。
 3. 乙が甲に届け出た営業所を閉鎖する等、乙の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、甲は乙に対する通知を省略して本条の手続を取ることができる。

第 32 条（保証金）

1. 甲が乙の信用状況に問題が生じたと判断したときは、甲は、乙に対する売上債権の譲渡代金及び立替払金の全額又は一部の支払いを保留することができ、また、乙に対して、甲が決定する金額の保証金の預託を請求することができる。
2. 乙は、前項の保証金の預託を請求された場合、3 営業日以内に、甲に対し保証金全額を預託しなければならない。
3. 甲は、期限の到来の有無にかかわらず、本契約に基づく乙の甲に対する債務について、保証金返還債務と相殺することができる。
4. 甲が前項の相殺をした場合、乙は、甲より相殺の通知を受領した後 3 営業日以内に、甲に対し保証金の不足分を預託しなければならない。
5. 乙は、乙の甲に対する保証金預託債務と甲の乙に対する債務を相殺することはできない。
6. 甲は、乙について第 1 項に掲げる事由が解消したときは、解消した日から 6 ヶ月経過後に、預かり保管中の保証金から本契約に基づく乙の甲に対する債務を相殺・控除した残額を返還する。
7. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了したときは、本契約終了日から 6 ヶ月経過後に、預かり保管中の保証金から本契約に基づく乙の甲に対する債務を相殺・控除した残額を返還する。
8. 乙が保証金を預託した後、更に第 1 項に掲げる事由が生じたときは、甲は、乙に対し、甲が決定する金額の追加保証金の預託を請求ことができ、この場合、乙は、3 営業日以内に、甲に対し追加保証金全額を預託しなければならない。

第 33 条（カード情報移管費用）

1. 乙が本契約を解除し、クレジットカード決済を甲以外を通じて行う場合、また乙が甲以外を通じて行っていたクレジットカード決済を甲を通じて行うこととする場合、他社又は甲が保持する乙の顧客カード情報を甲又は他社に対し移管するための作業を行うものとし、乙は甲又は他社の指示に従い、カード情報移管のために必要な作業に協力するものとする。

2. 乙は、カード情報移管費用として、甲の提示する手数料を甲の指定する期日までに支払うものとする。支払先の口座情報等は別途甲が指定するものとする。

第 34 条（調査）

甲は、甲が乙に対して何らかの疑義があると甲が認めた場合、乙に対し、乙の事業に関する契約書その他取引書類、会計帳簿、決算書類等の提出を求めるとともに、乙に対し事情聴取することができるものとし、乙はこれに協力する。

第 35 条（証明書の提出と管理）

1. 乙は、申込のあったカードについて、期限切れ、無効通知対象カード、事故カード、偽造・変造カードの疑い等の事由を示して照会があったときは、甲及びカード会社に対して当該申込にかかる全ての情報並びに乙が知っている当該申込に関連するその他の情報を、甲及びカード会社に開示する。カード会社は、その情報をカードの安全性対策のために自由に利用することができる。
2. 乙は、会員から提出された取引申込書や取引申込データ並びに商品発送の証明文書を甲の請求により速やかに甲に提出する。

第 36 条（会員対応等）

1. 乙は、会員との間で商品等のキャンセル、クーリングオフ、受取り拒否その他の紛争が生じた場合には、全てその責任と負担において解決するものとする。
2. クレジットカード会社経由の以下の内容に相当する利用内容調査が発生した場合、甲は利用内容調査処理料として、別途甲の定める費用を乙に請求することができる。
 - (1) 商号のずれ等による会員からの利用内容照会
 - (2) 会員と乙の間の連絡不通や、協議不調等による取消・解約依頼
 - (3) カード会社の監視により発覚した決済に対する悪用調査
3. 発生事由のいかんにかかわらず、チャージバックが発生した場合、本契約の継続の有無にかかわらず、甲は当該チャージバック金額の全額とともに、チャージバック処理料として、別途甲の定める費用を乙に請求することができる。
4. マニュアル取消が発生した場合、甲はマニュアル取消金額全額とともに、マニュアル取消処理料（赤伝処理料を含む。）として、別途甲の定める費用を乙に請求することができる。

第 37 条（支払停止の抗弁）

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁をカード会社に申し出た場合、乙は直ちにその抗弁事由の解消に努めなければならない。
2. 前項に該当する場合の売上債権代金の支払いは以下の通りとする。

- (1) 当該代金が支払い前の場合には、甲は当該代金支払いを保留又は拒絶することができるものとする。
- (2) 当該代金が支払い済みの場合には、乙は甲に対し当該代金を直ちに返還するものとする。また、甲は当該代金を次回以降に乙に対して一括して支払う売上債権代金から差し引くことができるものとする。
- (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、甲は乙に当該代金を支払うものとする。なお、この場合には、甲は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第 38 条（乙の禁止事項及び遵守義務）

1. 乙は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 法令に違反する又はおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 他のクライアント又は第三者若しくは甲に不利益を与える行為
2. 乙は、本サービスの利用にあたり、各条に定めるほか、別紙に定める事項を遵守しなければならないものとする。

第 39 条（競業禁止）

乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後 5 年間、甲の事業と同種又は類似の事業を自ら行い、又は第三者に行わせてはならない。

第 40 条（乙による契約解除）

1. 乙は、甲に対し、甲所定の解除申込書を提出することにより、本契約を解除することができる。この場合において、当該解除の効力は、当該申込書を甲が受領した月の翌々月末日に生じるものとする。
2. 前項の解除の効力が本契約締結後 1 年の期間内に生ずるものであり、解除の効力が生ずる月の翌月以降に残存期間が生じる場合、乙は当該残存期間分の月次利用料金全額を甲に支払わなければならない。

第 41 条（甲の契約解除と乙の期限の利益喪失）

1. 甲は、第 45 条の規定により本サービスの提供を停止された乙が、なおその違反状態を是正しない場合は、何等の催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
2. 甲は乙について次の各号に掲げる事由が生じたときは、前条の規定にかかわらず、何等の催告なく、本サービスを停止するとともに、直ちに本契約を解除することができるものとし、かつ、その場合甲又はカード会社に生じた損害を乙が賠償するものとする。
 - (1) 第 45 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、その事実が甲の業務に著しい支障を及ぼすと認められるとき

- (2) 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行の申し立て若しくは抵当権等の担保権の実行を受け又は滞納処分を受けたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の申し立てがなされたとき
- (4) 監督官庁から行政処分を受け、また営業を停止したとき
- (5) その振出、引受、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止状態に至ったとき
- (6) 解散したとき
- (7) 乙の信用、支払能力に重大な変更が生じたとき
- (8) 第 28 条の買戻しに応じなかったとき、第 50 条の規定に違反したとき
- (9) その他本契約に違反したとき
- (10) カード会社が乙を加盟店として不相当と認めたとき
- (11) 乙が甲に提出した書面の届出事項に虚偽の申請があったとき
- (12) 割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守せず、信用販売を行ったとき
- (13) 有効なカードによる信用販売の申し込みを行った会員に対し、信用販売を拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するクレジットカードの利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本契約に定める以外の制限を設ける等会員に不利となる差別的取扱いを行ったとき
- (14) 以下に定める内容の信用販売を行ったとき
 - ア. 公序良俗違反の取引
 - イ. 特定商取引に関する法律に違反する取引
 - ウ. 消費者契約法第 4 条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - エ. 甲が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
 - オ. 会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 - カ. その他甲が不相当と判断する取引
- (15) 甲又はカード会社から依頼があった場合に、会員のカード使用状況等の調査に迅速かつ適切に協力しなかったとき
- (16) 甲又はカード会社から依頼があった場合に、フォレンジック調査に迅速かつ適切に協力しなかったとき
- (17) 会員から信用販売又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品等の未着、誤請求等の事故が発生した場合、乙と会員との間において紛議が生じた場合に、乙の費用と責任をもって対処し、解決にあたらなかったとき
- (18) 前号の場合に、甲が行う調査に迅速かつ適切に協力しなかったとき
- (19) その他甲が本契約を維持しがたいと認める事由が生じたとき

3. 乙に前二項の事由が生じたときは、乙は甲に対して負担する全ての債務つき期限の利益を失い、直ちに金額の確定している債務の全額を甲の指定した方法で支払うこととする。なお、乙が期限の利益を喪失した場合で、金額の確定していない債務を乙が負担している場合は、甲が相当と認める金額を別途保証金（無利息）として預けるものとする。また、この保証金は乙が甲に負担する全ての債務に充当するものとする。
4. 乙が第 2 項各号のいずれかに該当した場合、又は該当する疑いがあると甲が認めた場合、甲は売上債権の譲渡代金又は売上債権の立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、甲は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。また、甲は、本契約終了後も、保留事由が完全に解消されたと甲が判断するまでの間、引き続き売上債権代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。

第 42 条（本契約の履行拒絶）

1. 甲は、本契約を解除することなく、本契約に基づく乙に対する義務の全部又は一部の履行を拒否することができる。
2. 乙は、前項による甲の義務履行拒絶によって被った損害の賠償を甲に対して請求することができないものとする。

第 6 章 サービス提供の停止・中止等

第 43 条（甲による利用の一時休止）

1. 甲は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を一時休止することができる。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
 - (1) 甲の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 甲が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) 甲が乙の運営する本サービスの障害発見時に、乙の運営管理者と連絡が取れないとき
 - (4) カード会社その他第三者の事情により本サービスの提供に支障が生じたとき
 - (5) その他やむを得ない事由があるとき
2. 甲は本サービスの提供を一時休止するときは、乙に対し、前項第 1 号により一時休止する場合にあっては、その 7 日前までに事前に、その旨並びに理由及び期間を通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。
3. 第 1 項第 3 号の定めにより本サービスの提供を一時休止した場合は、残精算処理を保留とする。甲は乙との連絡が取れ次第、本サービスの再開と共に、残精算処理も行うものとする。

第 44 条（本サービスの変更）

本サービスの内容は、機能向上や不具合の修正等の改良のため、予告なく変更される場合がある。この場合、甲は乙に対して通知するものとする。なお、甲は本サービスの内容の変更により乙その他の第三者が被った損害につき、一切の責任を負わないものとする。

第 45 条（利用の停止）

1. 甲は、乙が次の各号に該当するときは、乙による本サービスの利用を停止することができる。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
 - (1) 料金等本契約上の債務の支払いを怠ったとき
 - (2) 本約款に違反したとき
 - (3) 乙が指定した金融機関等を使用することができなくなったとき
2. 甲は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、乙に対し、予めその理由及び期間を通知するものとする。利用停止期間を延長する場合も同様とする。

第 46 条（利用の制限）

甲は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることができる。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。

第 47 条（本サービスの廃止）

1. 甲は、甲の都合により本サービスを廃止することができるものとする。
2. 甲は前項の規定により、本サービスを廃止する場合は乙に対して、2ヶ月前までにその旨を通知する。
3. 甲が第1項の規定により、本サービス廃止を申し出た場合、廃止日は前項に定める通知に記載の日とする。なお、乙は廃止日までに発生する諸費用は支払うものとする。
4. 第1項の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止日に本契約が終了したものとする。

第 7 章 損害賠償等

第 48 条（損害賠償）

1. 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本サービスを提供できなかった結果、乙が本サービスを全く使用できない状態になった場合、甲が当該状態が生じたことを知ったときから連続して 48 時間以上の時間当該状態が継続したときは、甲は乙に対し、その請求に

に基づき損害の賠償に応ずる。ただし、乙が当該請求をし得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、乙はその権利を失うものとする。

2. 前項の場合において、甲が賠償する額は本サービスが停止していた期間に相当する月額固定料金を上限とする。
3. 電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害、カード会社等の第三者の事情によるサービス提供不可その他不可抗力による本契約の不履行は、甲の責めに帰すべき事由によるものとはみなさないものとする。
4. 甲は、甲のサイトの保守点検を目的として、1回あたり継続して5分から6時間程度の間、甲のサイトと乙のサイトとの間のデータ通信を停止することができるものとし、これによる本サービスの処理の停止については、甲は名目の如何にかかわらず何らの責任を負わないものとする。ただし、甲は、当該停止の時期を予め乙に対して通知するものとする。
5. 本条に定めるほか、甲は、本サービスの履行にあたり、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、当該損害を現実に発生した通常かつ直接の損害の範囲で賠償するものとする。ただし、損害賠償の額は、甲の故意又は重過失による場合を除き、月額固定料金を上限とする。

第49条（免責）

1. 甲は、本契約のサービスに関して、会員から代金等を現実に回収することを約束し、又は会員による代金等支払いを保証するものではない。
2. カード決済は、カード会社と加盟店との間の加盟店契約に基づき実行され又は拒否されるものであり、甲は、カード決済を実行する義務を負わない。甲は、カード会社からの支払いの遅滞又は拒絶が甲の責めに帰すべき事由による本契約の不履行に起因する場合を除き、当該カード会社による支払いに関して、加盟店に対し、一切責任を負わない。
3. 加盟店は、加盟店と会員との間の信用販売に関連する一切の紛争については、その発生を直ちに甲に通知すると共に、加盟店の責任と費用負担において速やかに対処して解決するものとし、当該紛争によって甲が損害を受けた場合には、当該紛争が甲の責めに帰すべき事由に基づく本契約の不履行に起因する場合を除き、加盟店がその損害の一切を補償するものとする。かかる紛争には、1) 契約の成否、成りすまし等の契約の効果帰属の否認、2) 錯誤、詐欺、消費者契約法違反等による契約の全部若しくは一部の無効若しくは取消、3) 商品の引渡、提供若しくは移転の遅延若しくは未了、4) 商品の品違い、数量相違、不具合若しくは交換、5) 代金等の不払い若しくは返還、6) 契約の中途解約若しくは解除（商品の返品を含む）、7) 損害賠償、8) 商品の保守に関する紛争が含まれるが、これらに限られないものとする。
4. 前項に定める紛争の外、第三者から甲に対して、本契約に関して、裁判上又は裁判外の何らかの請求、苦情等がなされたことによって、甲に何らかの損失、損害等が生じた場

合、当該請求、苦情等が甲の責めに帰すべき事由に基づく本契約の不履行に起因する場合を除き、加盟店は、当該損害、損失等を全て補償し、甲にいかなる負担も生じさせないものとする。

5. 甲は、第 41 条第 1 項若しくは同第 2 項に基づく甲の契約解除に起因する本サービスの不提供、第 43 条、第 45 条に基づく利用の停止に関して、加盟店に対し、何らの責任も負担しない。

第 8 章 情報等

第 50 条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約を通して知り得た相手方又は会員の機密に属すべき情報の一切を第三者に漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。
2. 甲及び乙は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
3. 甲は、本サービスを遂行する過程において会員から独自に取得した会員の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める意味を有する）に関して、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い、自らの判断で当該個人情報を乙に提供することができるものとする。
4. 乙は、本条第 1 項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに甲に連絡するものとする。
5. 甲は、乙に本条第 1 項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、乙に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、乙はこれに誠意をもって協力するものとする。
6. 乙は、本条第 4 項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。
7. 乙は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとする。なお、乙は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに甲に書面でその内容を通知するものとする。
8. 乙の責に帰すべき事由により、甲に漏洩等又は目的外利用による損害が発生した場合には、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
9. 第 1 項の義務は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第 51 条（ID 及びパスワードの管理等）

1. 本契約締結後、甲は乙に対し、乙専用の ID 及びパスワードを発行する。
2. 乙は、甲から発行された ID 及びパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、

定期的にパスワードの変更を行う等、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行わなければならない。

3. 甲は「寺 Pay クレジットカード決済サービス管理画面」へのアクセスについて、送信された ID 及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害等については一切責任を負わないものとする。

第 52 条（カード情報の保全措置）

1. 甲及び乙は、会員のカード番号、カード有効期限等のカードに関する情報（以下「カード情報」という）並びに、寺 Pay クレジットカード決済システム及び乙のサイトを、第三者に閲覧、改竄、又は破壊されないための措置を講じるものとする。
2. 乙は、会員のカード情報を保有してはならず、会員のカード情報を取得したときは直ちにこれを廃棄しなければならないものとする。なお、乙は甲が本約款並びに PCI DSS の要求事項に従い、会員のカード情報を取扱うことに関して同意するものとする。
3. 甲、乙又はカード会社と会員その他の第三者との間で、乙からのカード情報の漏洩又は目的外使用（以下「漏洩等」という）に起因する紛争が生じた場合、乙は、その解決に協力する。
4. 乙は甲に対し、乙が前各項に違反したこと（会員のカード情報を保有した上で漏洩したことを含むがこれに限らない）により甲に生じた一切の損害を直ちに賠償するものとする。
5. 乙の保有するカード情報が漏洩等し、又は漏洩等するおそれがあると甲又はカード会社が判断する場合、甲は売上債権の譲渡代金又は売上債権の立替払金の支払いを保留することができる。
6. 乙は、カード情報につき漏洩等の事実が判明し、又はそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに甲に連絡するものとし、甲から指示があった場合にはこれに従うものとする。
7. 甲は、乙から前項の連絡を受けた場合、又はカード情報につき漏洩等が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、乙に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、乙はこれに従うものとする。
8. 乙は、前三項の場合で、甲が求めたときは、乙の費用負担で、漏洩等の有無、内容、発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係及び発生原因を、甲が別途指定する方法により、詳細にフォレンジック調査するものとする。なお、この調査にはデジタルフォレンジック調査（電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集又は解析等を内容とする調査）を含む。また、甲が適当と認める第三者による調査を指定する場合がある。

9. 乙は、前項の調査の結果、漏洩等の事実が認められた場合、又は当該事実が確認できなかったものの、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、甲の承認を得たうえで、実施するものとする。また、乙は、必要に応じて、甲の承認を得たうえで、漏洩等の事実又はそれらのおそれ、及び二次被害防止のための対応について公表するものとする。なお、乙は、再発防止策の実施状況について、甲に報告するものとする。
10. 乙が前項の対応をとるか否かにかかわらず、カード情報につき漏洩等の事実が認められた場合、又はそれらのおそれが高度に存在する場合には、甲及びカード会社は、必要に応じて、乙の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等のカード情報の会員に対して通知することができるものとする。
11. 本条第5項の場合で、漏洩等の対象となるカード情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、乙は、直ちにカード情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとする。
12. 乙の責に帰すべき事由により、甲、カード会社、又は他の加盟店に漏洩等による損害が発生した場合には、甲、カード会社、及び他の加盟店は、漏洩等を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
13. 乙がカード情報を漏洩等した場合、又は漏洩等のおそれが認められる場合、以下の各号の金額は、甲又はカード会社の損害とみなすものとする。なお、甲又はカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるものではない。
 - (1) 漏洩等したカード情報又は漏洩のおそれが認められるカード情報（以下「対象カード情報」という）に係るカード（家族カード・子カード等を含む）の差替・再発行に掛かる費用の金額
 - (2) 対象カード情報を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
 - (3) 会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
 - (4) 漏洩等の調査に要した費用
14. 前項を適用するにあたり、乙が保有するカード情報の一部が漏洩した事実が認められる場合、又は漏洩等した可能性が高いと客観的に認められる場合、乙が保有する残りのカード情報について、漏洩等のおそれがないことを乙が合理的に証明できない限り、当該カード情報についても、漏洩等したおそれがあるものとして取扱うものとする。
15. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第53条（加盟店情報の収集・登録及び利用の同意）

1. 乙は、甲が、加盟店の審査及び管理のため、乙から契約申込書類等により提供される加盟店住所等の情報（以下「加盟店情報」という）を取得・利用すること及びカード会社

に提供することにつき同意するものとする。

2. 乙は、本契約に基づき生じた乙に関する客観的事実が、カード会社を通じてカード会社の加盟する信用情報機関（個人の支払い能力に関する情報及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）に登録されること、及び信用情報機関に登録された情報が、加盟店に関する加盟審査及び本契約締結後の加盟店管理のため、カード会社及び信用情報機関の会員によって利用されることに同意する。
3. 乙は、甲及びカード会社が割賦販売法に基づく認定割賦販売協会への報告を行うにあたり必要な加盟店情報を請求した場合、その求めに直ちに応じるものとする。
4. 乙は、本契約に必要な事項の提供、及び甲における加盟店情報の取扱いについて同意できない場合は、甲が本契約の締結及び加盟審査ができないことがあることや本契約が解除されることがあることにつき同意するものとする。

第9章 一般条項

第54条（加盟店規約等遵守義務）

加盟店契約は、乙とカード会社との間で締結されるものであり、乙はカード会社の定める加盟店規約及びその他の規則を遵守しなければならない。乙の当該義務は、カード会社及び甲に対して負うものである。

第55条（連帯保証）

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負う一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負う。

第56条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 乙は、代表者、親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。また、乙は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を甲に通知するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若し

くは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)

- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
2. 乙が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると甲が認めた場合、甲は、直ちに本契約その他一切の契約を解除できるものとし、かつ、その場合甲及びカード会社に生じた損害を乙が賠償するものとする。
 3. 乙が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると甲が認めた場合には、甲は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、売上債権の譲渡代金又は立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、甲は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
 4. 甲は、乙が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売又は信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、乙は、甲が再開を認めるまでの間、信用販売又は信用販売を行うことができないものとする。

第57条（通知）

1. 甲から乙への通知は、原則として、乙が契約申込の際に提示したメールアドレス宛での電子メール、又は甲所定のオンライン通知にて行うこととする。
2. 乙への通知を電子メールにて行った場合、乙の提示したメールアドレスを保有するサーバに到着したことをもってその通知が到達したものとみなす。
3. 乙への通知をオンライン通知にて行った場合、甲が当該通知を送信したことをもってその通知が到達したものとみなす。
4. 乙がインターネット上の管理ページで確認できる乙及び本契約に係る一切の情報は全て本条の通知とみなす。
5. 甲が前各項に定める通知以外の通知方法を用いる場合、その通知の効力は、当該通知が乙に到達するために合理的に必要な期間が経過した時点で発生するものとする。

第58条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、加盟店契約、関係法令及び取引慣行に従う外、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとする。

第 59 条（分離可能条項）

本約款の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けない。

第 60 条（不可抗力条項）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ、輸送機関、通信回線の事故、その他当事者の責めに帰すことができない不可抗力による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、当事者は責任を負わない。

第 61 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して生じた紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第 62 条（準拠法）

本契約に関する一切の事項に関しては、日本法を適用するものとする。

（付則）

1. 本約款は 2023 年 10 月 1 日から適用する。

以上

別紙

加盟店の遵守事項

第1条（カード番号等の取扱いの制限）

乙は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等（割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコードをいう））を取り扱ってはならない。

第2条（カード番号等の適切な管理）

1. 乙は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないが、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
2. 乙は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画（クレジット取引セキュリティ対策協会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいう）に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならない。
3. 乙が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（乙が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む）は、別紙-①の通りとする。
4. 前項の規定にかかわらず、甲は、技術の発展、社会環境の変化、カード会社との契約等に基づく事情変更その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする。

第3条（委託）

カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、乙は、以下の基準に従わなければならない。

- (1) カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」という。）が次号に定める

義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること

- (2) 受託者に対して、前条第 1 項及び第 2 項の義務と同等の義務を負担させること
- (3) 受託者が前条第 3 項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、前条第 4 項に準じて乙から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
- (4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
- (5) 受託者が予め乙の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
- (6) 受託者が乙から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、次条各項に準じて、受託者は直ちに乙に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を乙に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
- (7) 乙が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第 8 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
- (8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、乙は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

第 4 条（事故時の対応）

1. 乙又は受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、乙は、遅滞なく以下の措置を採らなければならない。
 - (1) 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係及び発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、乙は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3. 乙は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を甲に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。
 - (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって甲が求める事項
4. 乙又は受託者の保有するカード番号等が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、乙が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、甲は、事前に乙の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができる。

第5条（クレジットカードの有効性等の確認）

1. 乙は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、乙は、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じてこれを行うものとする。
 - (1) 通知されたカード番号等の有効性
 - (2) 当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないこと
2. 乙が前項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様は、別紙-②記載の通りとする。
3. 前項の規定にかかわらず、甲は、技術の発展、社会環境の変化、カード会社との契約等に基づく事情変更その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求め、乙はこれに応ずるものとする。

第6条（不正利用等発生時の対応）

1. 乙は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。
2. 乙は、前項の場合には、直ちにその旨を甲に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならない。

第7条（報告等）

1. 乙は、本契約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項を甲所定の方法により遅滞なく乙に届け出なければならない。乙が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とする。
 - (1) 乙の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - (2) 乙が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
 - (3) 乙の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - (4) 前各号に掲げるもののほか乙が甲に対し予め通知する事項
2. 乙は、第2条第3項又は第5条第2項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合は、予め甲と協議しなければならない。
3. 甲は、乙に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができる。

第8条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、甲は、自ら又は甲が適当と認めて選定した者により、乙に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、乙はこれに応ずるものとする。
 - (1) 乙又は受託者においてカード番号等が漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき
 - (2) 乙が行った信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき
 - (3) 乙が本契約のいずれかに違反しているおそれがあるとき
2. 前各号に掲げる場合のほか、乙の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、甲が乙に対する調査を実施する必要があると認めたとき前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとする。
 - (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
 - (2) カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する乙の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 乙若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 乙又は受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。

4. 甲は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを乙に対して請求することができる。ただし、第1項第1号に基づく調査については、乙が第4条第1項第1号及び同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号及び同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、乙が第6条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでない。

第9条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、乙に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする。
 - (1) 乙が第2条第2項、同条第4項若しくは第3条の義務を履行せず、又は受託者が第3条第2号若しくは同条第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき
 - (2) 乙又は受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、第4条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (3) 乙が第5条に違反し又はそのおそれがあるとき
 - (4) 乙が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第6条の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、甲に対し、乙についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき
2. 甲は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、乙が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、乙と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、乙はこれに応ずるものとする

第10条（不正利用被害の負担）

1. 乙が行った信用販売について、不正利用がなされたものであるときには、甲は、乙に対し、当該不正利用に係る譲渡代金又は立替払金の支払いを拒み又は支払済みの譲渡代金又は立替払金の返還を請求することができる。ただし、乙が甲乙間で別途合意した措置を講じていた場合にはこの限りではない。
2. 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならない。

第 11 条（カード会社の指示等に基づく措置）

甲は、前各条のほか、カード会社が甲又は加盟店に対して求める措置その他甲が合理的と判断する指示等がなされた場合、甲は、乙に対し、当該指示等を遵守するために必要な措置を求めることができるものとし、乙はこれに応ずるものとする。

以上

別紙-①

カード番号等の適切管理措置

1. 乙が EC 加盟店に該当する場合には、乙は、カード番号等の適切管理措置として、以下に掲げるうちのいずれかであって甲が指定したもの又は乙が希望するものであって甲が承認したものを講じるものとする。
 - (1) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) 準拠済みの PSP が提供するカード情報の非通過型 (リダイレクト (リンク) 型又は Java Script 型) の決済システムの導入、その他の乙が自ら保有する機器・ネットワークにおいてカード番号等を保存・処理・通過させない (以下「非保持」という) 仕組みを実現するものとして、実行計画に掲げられた措置 (以下「非保持化措置」という)
 - (2) 乙自身において、PCI DSS 準拠すること
 - (3) 実行計画に掲げられた非保持化措置又は実行計画に定められたカード番号等を保持する場合に採用すべき措置と同等の措置として甲が特に認めたもの
 - (4) 乙が対面加盟店及び EC 加盟店に該当しない場合であって、顧客から電話・FAX・はがき等でカード情報入手し、乙の機器においてカード番号等を入力し決済を行うときについては、乙は、カード番号等の適切管理措置として、以下に掲げるうちのいずれかであって甲が指定したもの又は乙が希望するものであって甲が承認したものを講じるものとする。非保持化措置
 - (5) PCIP2PE (PCI Point to Point Encryption) 認定ソリューションの導入、その他の実行計画において非保持と同等又は相当と認められた措置 (以下「準非保持化措置」という)
 - (6) 実行計画に定められた非保持化措置、準非保持化措置又は実行計画に定められたカード番号を保持する場合に採用すべき措置と同等の措置として甲が特に認めたもの

別紙-②

不正利用防止措置

以下に掲げるうちのいずれか又は複数であって、甲が指定したもの又は乙が希望するもので甲が承認したものとする。

- (1) 本人認証（3D セキュアー又は認証アシストの利用）
- (2) 券面認証（セキュリティコードによる認証）
- (3) 実行計画に定められた措置と同等の措置として甲が特に認めたもの

以上